

9 権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で務を行う場合）	(1) 氏名		
	(2) 要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資 格（団体等： ）	
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1) 氏名		
	(2) 要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資 格（団体等： ）	
12 営 業 時 間	時から	時までの間	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及びび犬猫等健康安全計画	別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）		
14 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
15 備 考			

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保護数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の種類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)②設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる事項に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) 事業所に配置される職員の最低数
 - (4) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
 - (5) この申請に係る事務担当者（申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号）
- 9 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種類ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種類の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 10 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。